

令和6年度までの工事管理等に 関する改善と取組みについて

あなたに、ベスト・ウェイ。



公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに、平成26年に品確法が改正されました。さらに、令和元年度働き方改革、生産性向上、災害時の緊急対応強化等の新たな課題に対応すべく、これら担い手3法が改正されました。



NEXCO東日本では、
品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制、工事の性格、地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、国が定める発注関係事務の運用に関する指針を参考とし、今までの改善と新たな取り組みを実施してまいります。

- 1. 積算基準の改善に関する取組み**
- 2. 働き方改革・工事円滑化の取組み**
- 3. 業務効率化に関する取組み**

1. 積算基準の改善に関する取組み

- 最新の積算基準の改定(令和6年7月改定)
- 積算基準の改善に関する取組み

最新の積算基準の改定（令和6年7月改定）



■ 土木工事積算基準の改定概要

- ICT土工の新規制定
- 床版取替工(合成桁)の新規制定
- 用排水工(プレキャスト円形水路等)の新規制定
- トンネル工関連の改定
- 諸経費(現場管理費率式、4週8休補正係数)の改定

■ 調査等積算基準の主な改定概要

- 構造物設計における現地踏査の新規制定
- 測量業務における機械器具経費及び材料費割合の改定
- 土質調査の諸経費率の改定

積算基準の改善に関する取組み



I. 乖離の大きい単価・代価の見直しに取り組んでいます。【単価・歩掛りの改定】

- 標準歩掛の新設・見直し
- 市場単価方式及び標準単価方式の適用
- 実勢価格の適切な反映（材料単価設定方法の見直し等）

II. 諸経費の見直しに取り組んでいます。【諸経費の改定】

- 土木工事の積算に用いる諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の見直し
「新設工事」と「修繕工事」に区分、現場管理費の算出に用いる率の改定
- 市街地等の施工における共通仮設費及び現場管理費の施工地域の補正の見直し
- 住民環境への配慮や労働者の作業環境等の改善のため、現場環境改善費を新設

III. 積算基準等の透明性の確保に引き続き努めます。

- 積算基準及び積算に用いる単価を公表（刊行物掲載単価を除く）
単価ファイルについてHPでの公表とし透明性の確保及び閲覧者の負担軽減

令和3年7月の積算基準の改正により、
工事、調査等業務の工事費等の算出に用いる設計単価の更新頻度を、これまでの通常年4回
(4月、7月、10月、1月)から年2回(4月、10月)に見直すこととしました。
令和4年4月より、各支社が定める土木工事設計材料単価についても、年2回(4月、10月)を
標準とし、新たに公表。(令和4年10月から印刷可能とした。)

なお、令和5年10月以降から、上記に加え、①材料単価の公表範囲の拡大、②間接工事費補正区分の公表、
③見積活用方式で採用する参考見積書の公表を試行として新たに実施。(詳細は次ページを参照)

積算基準の改善に関する取組み

令和5年10月以降に入札公告等を行う工事から適用

■ 土木工事の積算における設計材料単価等の公表について(試行)

積算基準等に関する情報の更なる開示(透明性の確保)を目的とし、原則、令和5年10月以降に入札公告等を行う工事を対象として設計材料単価等の公表を実施

※今回の取組みは、工事ごとに使用する設計材料単価等を入札手続き期間中に公表

① 対象工事 支社発注における土木工事

(※契約事務・技術審議事務の集約化を実施している支社においては、一部取り扱いが異なる場合があります。)

② 公表対象 I : 主要な材料の設計単価

II : 間接工事費の適用工種および補正区分

III : 見積活用方式を採用した工事における当社採用単価

(※1 諸経費を除く)

(※2 総合評価落札方式の高度技術提案型適用工事を除く)

③ 公表時期 入札書提出期限の15日前までに公表

当社ホームページ(入札公告の『その他情報』に掲載)

参考積算条件書(上記 I ~ IIIをまとめた参考資料(詳細は次ページを参照))

積算基準の改善に関する取組み

最新の取組みは
令和7年度を参照

■ 参考積算条件書について

令和5年10月以降に入札公告等を行う工事から適用

参考積算条件書とは、入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。

※なお、参考積算条件書の掲載内容に関する質問・問い合わせには一切応じられません。

参考積算条件書

(○○自動車道 ○○工事)

令和〇年〇〇月〇〇日

東日本高速道路株式会社 ○○支社

【注意事項】

- 参考積算条件書は、入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。
- 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。
- 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- 本資料に基づいた公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。
- 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。

1. 材料価格

① 生コンクリート

名称	道路名	I C区間 (○○地区)	単位	単価(円)
AI-3	○○自動車道	○○IC~○○IC	m ³	○○
		○○地区	m ³	

※ 留意事項を記載。

② 鋼材関係

品名	規格・寸法	道路名	I C区間 (○○地区)	単位	単価(円)
アラック			○○IC~○○IC	m ³	○○
キークラン	C40φ70 mm JISによる	○○自動車道	○○地区	m ³	

※ 留意事項を記載。

③ アスファルトコンクリート混合物

品名	規格・寸法	道路名	I C区間 (○○地区)	単位	単価(円)
高強度舗装Ⅱ 型用混合物	改質アスファルト一般用 骨材の最大粒形：16 mm 裏表区分：なし	○○自動車道	○○IC~○○IC	t	○○

※ 留意事項を記載。

④ ○○(一般的な材料)

名称	規格・仕様	単位	価格	備考

※ 留意事項を記載。

2. 間接工事費補正区分

項目	内 容
通用工種	トシネル(新設・修繕)
	補正あり【一般交通影響あり(1)】
	補正あり【一般交通影響あり(2)】
共通仮設費	施工地域補正
現場管理費	補正あり【市街地(D I D地区)】
	補正なし
	4週8休以上の現場閉鎖を行う場合
市街地(D I D地区)	
市街地(D I D地区)以外	
	計上しない
一般管理費等	契約保証補正
	補正あり
	補正なし

3. (最終) 参考見積書

① 見積対象項目(単価)

番号	項目番号	項目	単位	単価	備考
○○	2-(2)	道路掘削	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	土砂A	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	道路掘削	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	土砂B	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	道路掘削	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	土砂C	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	道路掘削	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	土砂D	m ³	○○○○	

積算基準の改善に関する取組み



■土木工事積算基準の主な見直し

凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
労務・資機材等	材料価格は建設物価(一財建設物価調査会)と積算資材(一財経済調査会)掲載の実勢価格を平均して採用										
	設計労務単価、設計技術者単価の改定 (※R6.3, R5.3, R4.3, R3.3, R2.3, R1.3, H31.3, H30.3, H29.3, H28.2)	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
	排出ガス対策型建設機械の普及実態を反映し機械経費を見直し										
	物価資料等から求められる標準単価を積算基準として制定							△	☆		
諸経費	車扱距離制基本運賃料金の制定	○									
	土木工事積算基準における諸経費(現場管理費、共通仮設費、一般管理費等)を改定	○		◎		◆	●	△	☆	★	

積算基準の改善に関する取組み

NEXCO

凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
土工・構造物掘削工	工事規模の区分を一部改定 (維持土工と統合し特小規模施工区分を拡大)										★
	小規模構造物掘削の施工歩掛等を一部改定								☆	★	
	施工機械、搬土距離の見直し							△			
	ダンプトラックの標準積載量を一部改定									★	
	盛土部のり面仕上げ費の積算を標準単価方式に改定			▲							標準単価
	発破関連材料等の改定		◎								
	人力による構造物掘削の積算を標準単価方式への改定	▼									
	構造物基礎材の施工歩掛の改定	▼									
	切土のり面仕上げ費、小規模機械構造物掘削の積算を標準単価方式への改定	○									
拡幅土工	拡幅土工の小規模構造物掘削の施工歩掛を一部改定								☆	★	
	拡幅土工のダンプトラックの標準積載量を一部改定									★	
基礎地盤安定工	自走式土質改良工を新規制定								☆		
	スラリー攪拌工(CDM工法)を新規制定								☆		
	高圧噴射攪拌工(二重管工法)の適用範囲の改定			▲							
	標準単価方式への改定(粉体噴射攪拌工)	▼									
	機械規格の改定(スラリー攪拌工、高圧噴射攪拌工)	○									
用排水工	用排水溝の施工歩掛を一部改定(△及び▼:標準単価化) のり面排水逸水対策工の新規制定	▼						△	☆	★	
	プレキャスト排水構造物の追加(円形水路、油水分離ます)	○						△			
	円形水路(スリップフォーム)の種別の追加	○									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
仮設工	鋼矢板打込み・引抜き施工機械の適用区分を改定		▼						☆		
	仮設防護柵工(連続基礎ブロック、H形鋼基礎)を新規制定							△	☆		
	土砂等崩落防止柵の施工歩掛を一部改定(名称変更含む)									★	
	仮設土留工の施工歩掛を一部改定									★	
	仮道路及び仮水路の施工歩掛を一部改定									★	
	仮囲い大型土のう工の施工歩掛を一部改定										
	工事用仮桟橋の施工歩掛を一部改定					◆				★	
	工事用道路維持補修費の施工歩掛を一部改定									★	
	コンクリート構造物の取壊しの施工歩掛を一部改定 (△:標準単価化)							△		★	
	敷鉄板設置・撤去の施工歩掛を一部改定						●				
	仮設防護柵工の施工歩掛を一部改定						●				
	工事用仮桟橋 杣(ダウンザホールハンマー工法)の施工歩掛を一部改定						●				
	油圧圧入・引抜工の機械編成の改定				◎						
	鋼製覆工板材料 従来型の廃止				◎						
	鋼製覆工板、敷き鉄板及び鋼製山留材工の機械編成の改定	○	▼								
	アースオーガ併用圧入、工事用仮桟橋杭橋脚(ダウンザホールハンマー工法)及び鋼製山留材工の諸雑費率の改定	○	▼								
	機械規格の一部改定	○									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
のり面工	コンクリートブロック枠工、中詰工の施工歩掛を改定									★	
	落石防護柵工の施工歩掛を一部改定									★	
	落石防止網工の施工歩掛を改定										市場単価
	現場打枠工(吹付のり枠工)の代価を改定										市場単価
	アンカーワークの削孔機種及び施工歩掛を一部改定								☆	★	
	コンクリートブロック積工の施工歩掛を改定					◆	●	△			標準単価
	大型コンクリートブロック積工の施工歩掛等を改定		▼							★	
	コンクリートブロック張工の機械編成を改定		▼							★	
	基礎材の施工歩掛を改定									★	
	切土補強土の施工歩掛を一部改定						●			★	本編取込
	補強土壁工の施工歩掛を一部改定(▼:標準単価化)		▼								本編取込
	植生マット工の施工歩掛を一部改定										市場単価
	種吹付工の施工歩掛を改定		▼					●			市場単価
	植生基材吹付工の施工歩掛を改定						●				市場単価
	シールコンクリート工の新規制定							△			
	じやかご工、ふとんかご工の積算を標準単価方式に改定 (▼:機械編成の改正)		▼		▲						標準単価
	アンカーワーク、コンクリートブロック積工(大型)、コンクリートブロック張工、裏込め碎石、埋戻しの積算を標準単価方式に改定	○		◎							標準単価
	かご枠工、水抜きボーリング工（既設盛土補強関連）の新規制定			◎							
	裏込め碎石の機械編成の改定		▼								
	アンカーワーク 削孔の改定(単管方式削孔の削除)	○									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
コンクリート構造物工	コンクリートの歩掛・施工機械等を改定						●				
	コンクリート打設区分に10m ³ 以下の区分を設定										★
	無溶接工法による場所打ち杭用かご筋の組立歩掛け制定										★
	型枠工の施工歩掛けを一部改定(上部工用型枠、移動型枠)										★
	足場工の構造物区分及び施工歩掛けを一部改定										★
	機械式鉄筋定着加工費を新規制定										☆
	鋼細幅箱桁橋の固定型わく工の新規制定										☆
	足場工について枠組足場からくさび緊結式足場へ改定						◆				
	橋梁上部工昇降足場の新規制定			◎							
	一般用鉄筋の施工歩掛けの改定		▼								
PC橋工	高橋脚用タワークレーン設備の電力消費量の改定		▼								
	モルタルの積算を標準単価方式に改定	○									
	場所打桁橋の施工歩掛けを一部改定										★
	鋼橋の架設(トラッククレーンベント架設工法)の施工歩掛けの改定								☆		
	鋼橋足場工の施工歩掛けの改定								☆		
	自走式クレーン車設備の改定							△			
	工事用エレベータの改定							△			
	プレキャスト桁仮設足場工の改定(足場工の改正)						●				
	鋼材割増率、スクラップ率の改定		◎								
	波型鋼板溶接接合の板厚係数の改定	▼									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ☆H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
鋼橋工	製作歩掛りにおける各種条件による補正の算定方法及び算定式の改定				▲						
	鋼橋足場工、鋼橋防護工の一部改定						●				
	鋼構造物の輸送費の改定		▼	◎	▲						
	T継手溶接工、板継溶接工の製作歩掛を一部改定									★	
	高力ボルト本締工の施工歩掛を一部改定									★	
	特殊部塗装の単価を改定(標準単価化)							△			
	鋼橋の架設(トラッククレーンベント架設工法)の改定							△			
	検査路A, Bの材料ロス改定						●				
	鋼材割増率、スクラップ率の改定		◎								
	間接労務費率、工場管理費率の改定		◎								
支承及び付属物工	鋼材制作の施工歩掛の改定		▼								
	運搬費記載内容の見直し	○									
	排水管の施工歩掛け及び機械編成の改定、伸縮装置F(切削目地)の廃止						▲				
	鋼材割増率、スクラップ率の改定		◎								
	伸縮装置Aの歩掛けの改定		◎								

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
基礎杭	場所打ちコンクリート杭(全周回転、搖動式オールケーシング)の改定						●				
	場所打ちコンクリート杭(搖動式オールケーシング)の廃止						◆				
	場所打ちコンクリート杭(深礎工法)モルタルライニング・ロックボルト工・金網工・鋼製リング支保工の新規制定		▼								
	ロックボルト工の電力消費量の改定		▼								
構造物 修繕工	橋梁補修用足場工、鋼橋側面塗装足場工の代価を一部改定及び制定			◎		◆	●	△		★	
	橋梁塗替塗装の素地調整作業の代価を一部改定										
	コンクリート表面保護工の新規制定、含浸工の改定							△	☆		標準単価
	超速硬コンクリートの改定		◎								
	床版上面の断面修復工の改定		◎								
	ひび割れ注入工の材料使用量等改定		◎								
	はく落対策工の改定		◎								
	支承取替工の新規制定		◎								
	落橋防止工関連の積算基準の新規制定	▼									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ☆H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
トンネル工	切羽監視員の制定							△			
	汚濁水処理工の設備規模の見直しに伴う改正							△			
	施工実態調査による施工機械の見直し							△			
	給水設備費、切羽監視員の見直し						●				
	トンネル換気設備の改定					▲					
	タイル内装工の施工歩掛の改定				◎						
	トンネル掘削工の機械編成の改定	▼									
	コンクリート吹付工の機械編成の改定	▼									
	サイクルタイム及び鋼アーチ支保工の施工歩掛の改定	▼									
	内装工視線誘導ラインの新規制定	▼									
	汚濁水処理工の運転時間の記述の一部変更	▼									
	鏡吹付の制定	○									
	トンネル坑内作業時間の改定	○									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
舗装工・舗装修繕工	橋梁床版面の残アスファルト合材等の取除き費における施工歩掛を改定									★	
	事前コア採取費の施工歩掛を改定									★	
	段差修正工の施工歩掛を一部改定									★	
	人力舗設工(As混合物)、簡易舗装工、簡易舗装路盤工の積算を標準単価方式に改定					▲					標準単価
	合材(又は廃材)ダンptrラックの標準積載量を一部改定									★	
	床版防水工(グレードⅡ)を新規制定									☆	
	切削オーバーレイ工他の施工歩掛を一部改定				▲						
	床版防水工(グレードⅡ)既設床版用の新規制定				▲						
	不陸整正、縁石工の積算を標準単価方式に改定			◎							標準単価
	床版防水工端部止水処理工の新規制定		◎								
	プライムコート、タックコートにおける施工歩掛及び乳剤ロス率の改定	▼									
	タックコートにおける乳剤種別の追加	▼									
	舗装材料の混合費における機械編成及びプラント電力消費量の改定	▼									
	ハンドレール工の施工歩掛の改定	▼									
	連續鉄筋コンクリート版の施工歩掛の改定	▼									
	橋梁レベリング層用ゲースアスファルトの新規制定	▼									

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
交通安全・管理施設工	ガードレールの施工歩掛を一部改定						●			★	一部市場単価
	ガードケーブルの施工歩掛を一部改定						●			★	
	プレキャストコンクリート製防護柵の歩掛を新規制定										
	標識工、車線分離標、縁石工、路面標示工の施工歩掛を一部改定				▲		●	△			
	標識基礎工の材料価格の一部改正						●				
	撤去歩掛の新規制定							△	☆		
	市場単価への移行、標準単価への移行							△		★	
	立入防止柵動物型の種別追加		▼								
	標識基礎ぐいの日当り標準施工量の改定		▼								
	防護柵設置施工規模の記載追加	○									
	市場単価の加算率の改定(標識柱)	○									
	標識板・内部照明式の一部改定	○									

積算基準の改善に関する取組み

NEXCO

凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
遮音壁工	標準図集改正に伴う材料単価の入れ替え										
	遮音壁取替工の積算基準の新規制定									★	
	遮音壁種別IV-G(橋梁部ガードレール取付型式)の廃止				▲						
	橋梁部遮音壁撤去の新規制定			◎							
	モルタルの新規制定	○									
耐震補強工	耐震補強用コンクリート工の一部改定						●				
	耐震補強用鋼板の制作の材料ロス率見直し						●				
	耐震補強用足場工について、橋梁補修用足場へ移行し現行代価を廃止				◆						
交通規制工	交通規制工の施工歩掛を一部改定										
	交通保安要員の新規制定									★	
	交通保安要員の交代要員の歩掛の見直し							△			
	労務職種の一部改定	○									
床版増厚工	床版防水工(グレードI)の一部改定						●				市場 単価
	路面切削工の施工歩掛を一部改定			◎							

積算基準の改善に関する取組み



凡例: OR6.7 ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ★H29.7 ★H28.7

工種	主な改定項目	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	備考
床版取替工	床版取替工(非合成桁)の新規制定、一部改定							△	☆		
	昼夜連続施工を考慮した歩掛の改定				▲						
	床版取替工(合成桁)の新規制定	○									
ロッキング橋脚耐震補強工	ロッキング橋脚多芯補強工の制定、改正						●				
	ロッキング橋脚耐震歩行用足場工について、橋梁補修用足場へ移行し現行単価を廃止					◆					
	ロッキング橋脚耐震補強工の廃止	○									
耐震補強工	構造物掘削の積算を標準単価方式に改定	○									
トンネル変状対策工	水抜き孔の記載を追加	○									
トンネル工(側壁導坑部等)	鏡吹付の制定	○									
	トンネル坑内作業時間の改定	○									
中央分離帯改良工	対面通行用中央分離帯改良工の新規制定								☆		
ワイヤロープ設置工	ワイヤロープ設置工の新規制定							△			
	材料単価の一部見直し					◆					
塗膜除去工	剥離剤による塗膜除去工の新規制定							△			
ICT土工	ICT土工の新規制定	○									
週休2日(4週8休)工事の積算	週休2日(4週8休)工事の新規制定		◎								
	週休2日(4週8休)補正係数の改定	○									

2. 働き方改革・工事円滑化の取組み

- 設計変更ガイドライン
- 工事円滑化ガイドライン
- 三者協議会
- ワンデーレスポンス、ウイークリースタンス
- 工事変更等検討会(試行)
- 週休2日工事
- 余裕工期制度
- 適正な工期設定
- 工程作成の手引き
- 適切な賃金水準の確保
- 法定福利費の内訳明示
- 遠隔立会等の活用

背景:工事内容の変更に係る問題点

- 条件明示が統一されていないため、契約変更の判断が発注組織などにより相違がある
- 施工条件の確認や、契約変更のために必要となる設計図書の照査の範囲や工事内容の変更等による補助業務の定義が不明瞭
- 変更部分の工事費算出の協議の難航
- 工事の一時中止の指示が適切な時期に通知されていないケースや、一時中止を通知した後の中止期間における現場の管理方法及び受注者の体制など受発注者間で共通認識がされていない



ガイドライン策定の目的

発注者・受注者双方の認識の共有、円滑かつ公正適切な契約手続き
「土木工事請負契約における契約変更の手引き」を策定しHP上で公表し、
改正品確法の趣旨を踏まえ
「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」として平成27年1月に改訂

働き方改革・工事円滑化の取組み

(設計変更ガイドライン)
NEXCO

◇平成27年1月(制定)

- ✓品確法の改正趣旨を踏まえ、NEXCO東日本としての発注者の責務をガイドラインに明記
- ✓新単価算出方法の見直し(落札率を乗じないケースを設定)
- ✓工事一時中止の際に作成する基本計画書に増加概算費用を記載する旨追加

◇令和元年7月(改定)

積算基準の改訂に伴う割掛対象表参考内訳書の改訂

◇令和2年4月(改定)

民法改正に伴う契約用語の改正(条項の見直し、瑕疵⇒契約不適合) ※契約書条項対比表のみ

◇令和2年10月(改定)

- ✓新扱い手3法による改正趣旨を踏まえた、新たな発注者の責務をガイドラインに明記
- ✓契約書改正に伴う契約条項の改正 ※各条項の取込み

◇令和3年7月(改定)

✓工事内容の変更等の補助業務の明確化

◇令和4年7月

- ✓三者協議会対象工事の明確化
- ✓積算基準の改定に伴う割掛け対象表参考内訳書の改定

◇令和5年7月

- ✓明示すべき設計条件について追加
- ✓ウイークリースタンスの取組みについて追加

◇令和6年7月

- ✓積算基準の改定に伴う割掛け対象表参考内訳書の改定



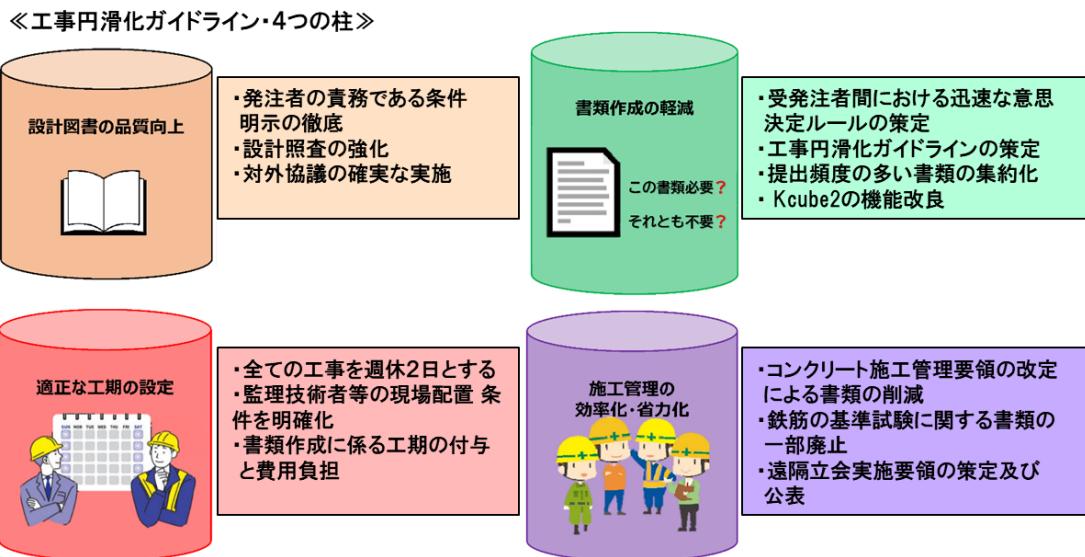
社員及び建設業界に向けた説明会の実施を通じガイドラインの浸透と現場での活用を図る

働き方改革・工事円滑化の取組み

最新の取組みは令和7年度を参照
(工事円滑化ガイドライン)
NEXCO

◆2024年4月から適用される、建設業における時間外労働の上限規制等に対応するため、遠隔立会の導入や週休2日を踏まえた適切な工期設定、資材等の価格高騰に対するスライド条項の適用等を始めとした取組みを行い、深刻化する担い手不足などの解消に努めます。

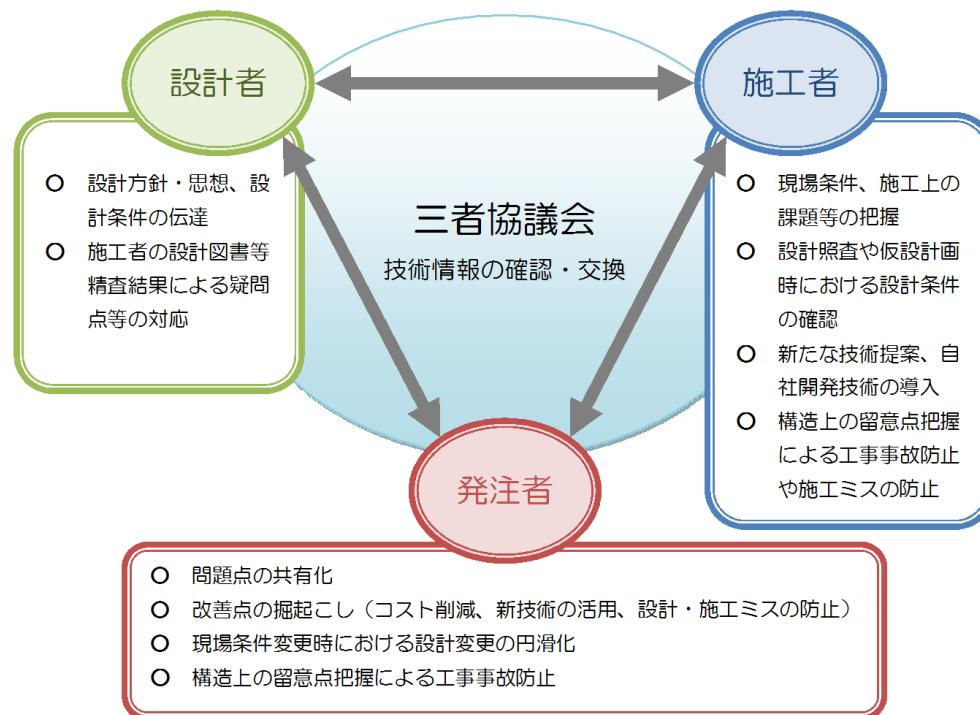
- 建設業界団体と意見交換を行いながら、現場の要望を踏まえ、①「設計図書の品質向上」、②「適正な工期の設定」、③「書類作成の軽減」、④「施工管理の効率化・省力化」の4本柱からなる「工事円滑化ガイドライン」を作成。
- 受発注者一体となって取組みを継続し、労働環境の改善をはかることで担い手不足などの解消に努めます。
- 引き続き、建設業界団体との意見交換や現場のニーズを踏まえた改善に向けた取組みも進めます。



三者協議会を原則すべての工事で開催します。

三者協議会とは

工事施工の円滑化と工事目的物の品質確保を目的として、工事着手前の段階において、当該工事の施工業者、設計者、発注者の三者による「三者+協議会」を実施し、設計図書と現場の整合確認、設計思想の伝達及び情報共有を行うもの。



働き方改革・工事円滑化の取組み (ワンデーレスpons)

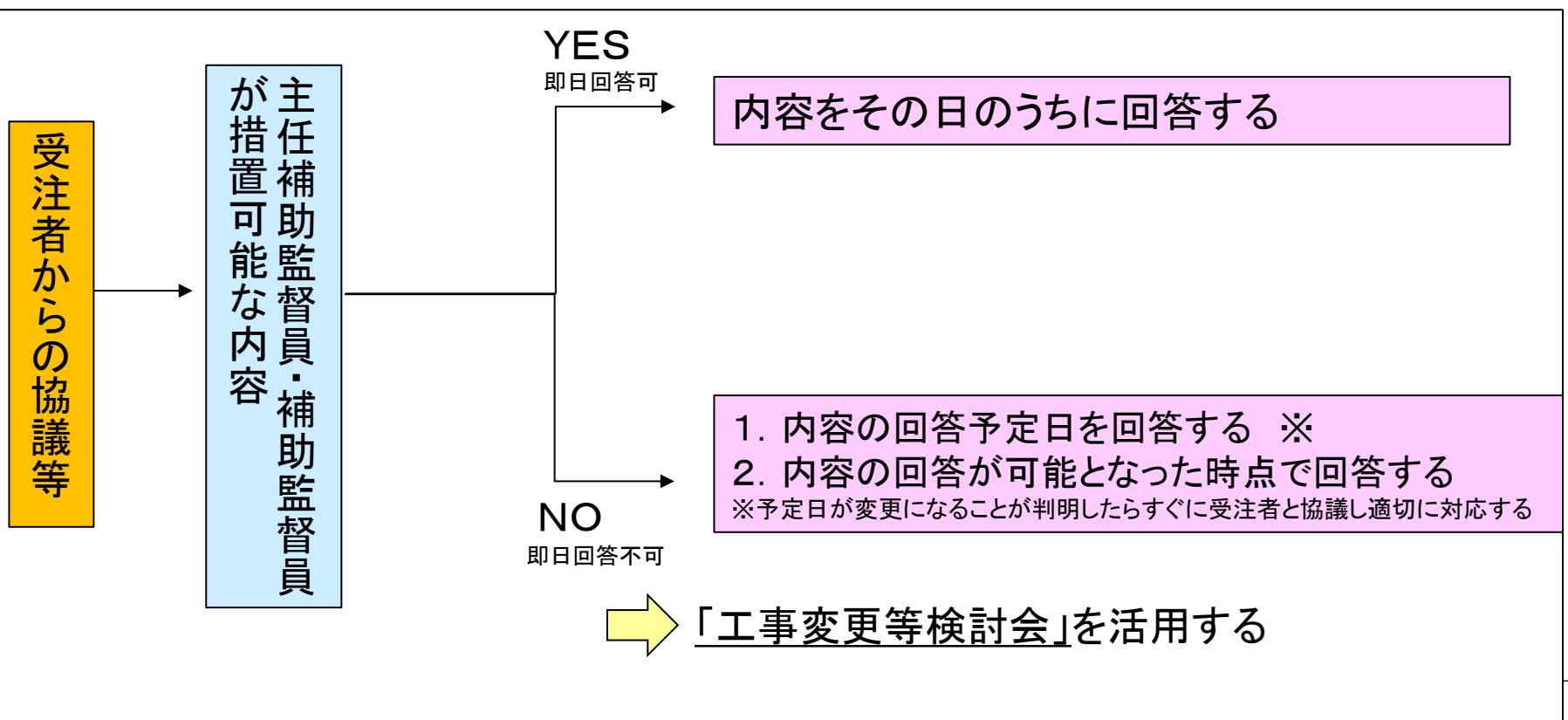
NEXCO

ワンデーレスponsを積極的に取り組みます。

ワンデーレスponsとは

受発注者間における質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答することにより、現場の手待ち時間を解消するための取組み。

即日回答が困難な場合は、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にするもの。



Wi-クリースタンスに積極的に取り組みます。

Wi-クリースタンスとは

- 【1】月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- 【2】水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- 【3】土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- 【4】昼休みや午後5時以降からの打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- 【5】定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- 【6】金曜日も定時の帰宅に心掛ける。

この取組内容については、NEXCO東日本の発注業務の契約締結後の打合せにおいて、双方で確認し記録することとしています。

働き方改革・工事円滑化の取組み

(工事変更等検討会の試行)

NEXCO

■ 工事変更内容や工程管理を共有する『工事変更等検討会』を試行します。

- NEXCO東日本では、これまで請負工事契約書第18条(条件変更等)・第19条(設計図書の変更)に基づく「工事変更指示書」は発注者の内部手続きを経て受注者に指示(通知)を行い、工事工程についても監督員と適宜打合せ等を行っていたところです。
- 令和3年4月からは、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保並びにこれらの結果に基づく適切な工事費等の管理を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、「工事の変更等に係る審議」や「工事工程クリティカルパス等の共有」及び「これらに伴う工事中止等の判断等」の検討を行う場として開催する『工事変更等検討会』を開催することとしております。
- 工事変更等検討会を開催する要件は以下のとおりです。

《開催要件》

- ① 請負工事契約書第18条・第19条に該当する事象が発生したとき
- ② 施工計画段階で工事工程表が作成されたとき、または工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じたとき

- また、工事変更指示書での新たな取組みとして、変更内容に伴う「概算額」の記載を行います。

《請負工事契約書第18条・第19条における工事変更等検討会の流れ》



《期待する効果》

- 受発注者間の情報共有及び意思疎通
- 工事変更等検討会開催を行うことで発注者内部手続きの簡略化(短縮化)を図り早期の工事変更指示に繋げる

■週休2日(推進)工事※の実施

令和7年7月からは完全週休2日工事を標準

令和3年4月より週休2日を基本とした工事発注に取り組んでいます。

R3.4以降に契約手続きを開始する以下を除く全ての工事は、原則、
週休2日(推進)工事※「発注者指定方式」での発注とします。

- 〔①災害等における緊急復旧工事
- ②現場施工が1週間未満の工事
- ③その他契約責任者が認めた工事

なお、週休2日(推進)工事※の詳細は、各工事の設計図書にてご確認下さい。

※R6.4以降に契約手続きを開始している工事では、週休2日工事としております。

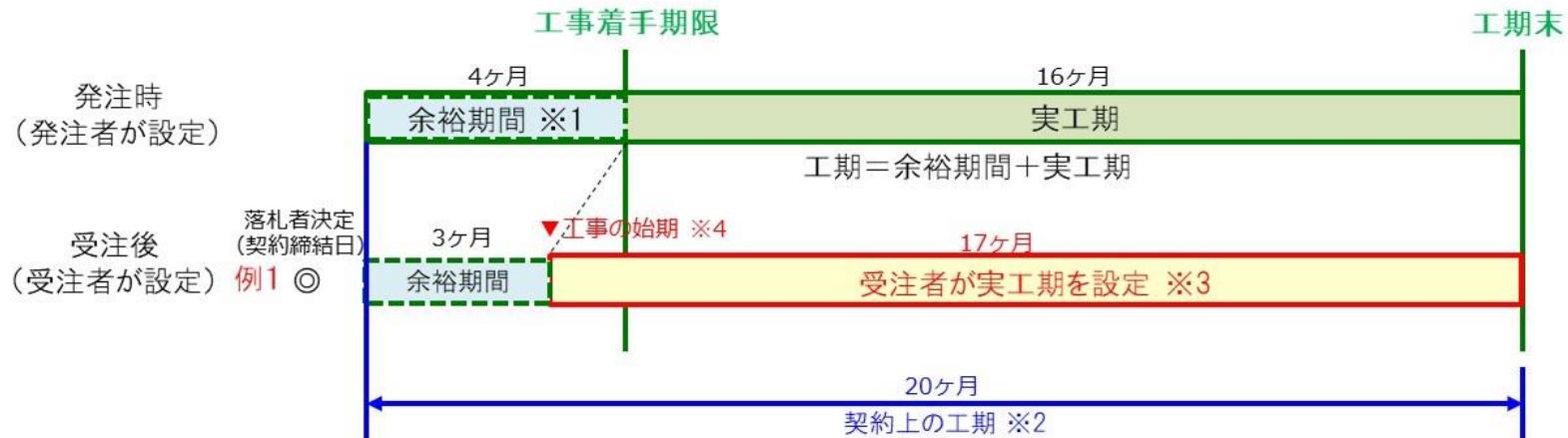
働き方改革・工事円滑化の取組み

(余裕期間制度(工事))

NEXCO

■工事における余裕期間制度

契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる制度。
週休2日(推進)工事の場合に適用としております。



余裕期間:契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。

60日に満たない場合は60日を基本とする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

働き方改革・工事円滑化の取組み

(余裕期間制度(調査等))

NEXCO

■調査等における余裕期間制度

令和6年7月以降に入札公告等を行う調査等から適用

契約ごとに、全体履行期間の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、業務の始期(業務着手日)及び終期(業務完了日)を受注者が選択できる制度。

なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。



余裕期間:契約期間内であるが、実履行期間外であるため、受注者は管理技術者等の配置が不要であり、業務に着手してはならない期間。業務着手以外の業務のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。

60日に満たない場合は60日を基本とする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書により、業務の始期及び終期を発注者に通知しなければならない。

働き方改革・工事円滑化の取組み (適正な工期設定)



令和7年7月の改定により「工期設定ガイドライン」として統合

■請負工事における適正な工期設定に係るガイドライン

《背景》

- ✓ 労働基準法の改正で建設業においても令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用された
- ✓ 品確法の改正により「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた
- ✓ 令和元年6月の建設業法改正で中央建設業審議会は、建設業の「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告することができるとされ、令和2年10月1日より契約する工事に適用された

NEXCO東日本では

建設業の働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、

- ①長時間労働の是正、週休2日を確保した工事を実施しより適正な工期設定を行うため
- ②組織や担当者の考え方によるバラツキを解消し、標準的な工程作成が可能となるよう

「請負工事における適正な工期設定に係るガイドライン」をHP公表

《更なる適正な工期設定に向けて》

降雨等(猛暑含む)気象条件による作業休止日を考慮した工期設定が行えるよう、雨休率※を新たに設定しました。

(※雨休率:休日及び降雨等(猛暑含む)気象条件による作業休止日の年間の発生率)

働き方改革・工事円滑化の取組み (適正な工期設定)

■工事工程の共有

- 1)受発注者間による工事工程共有や責任分担の明確化を共通仕様書※¹及び設計変更ガイドライン※²に明記
(※1:R6.7以降、※2:H30.7以降)
 - 2)工事工程の共有を共通仕様書に明記(R2.10以降)
 - 3)週休2日推進工事を対象に工事工程表(概略工程)の公表を試行的に実施
(R3.4以降)

働き方改革・工事円滑化の取組み

(工程作成の手引き)

NEXCO

■工程作成の手引き

令和7年7月の改定により「工期設定ガイドライン」として統合

組織や担当者の考え方によるバラつきを解消するため、週休2日(4週8休)を前提とした標準的な工程作成が可能となるよう手引きとして制定しました。

- 工程作成の手引き【橋梁編】(H30.7制定)(最新改定R6.7)
- 工程作成の手引き【舗装編】(R1.7制定)(最新改定R6.7)
※橋梁編、舗装編については積算基準の改定に伴う一部見直し
- 工程作成の手引き【トンネル編】(R4.7制定)(最新改定R6.7)
※トンネル編については積算基準の改定に伴う一部見直し
- 工程作成の手引き【拡幅・スマートIC土工編】(R4.7制定)(最新改定R6.7)

工事ごとの標準施工能力から施工日数を算出する「工程作成支援ツール」を整備し、工種別標準工程を参考に工事工程を作成することで同規模、同条件等の工事で工期設定がバラつかないための指標とします。

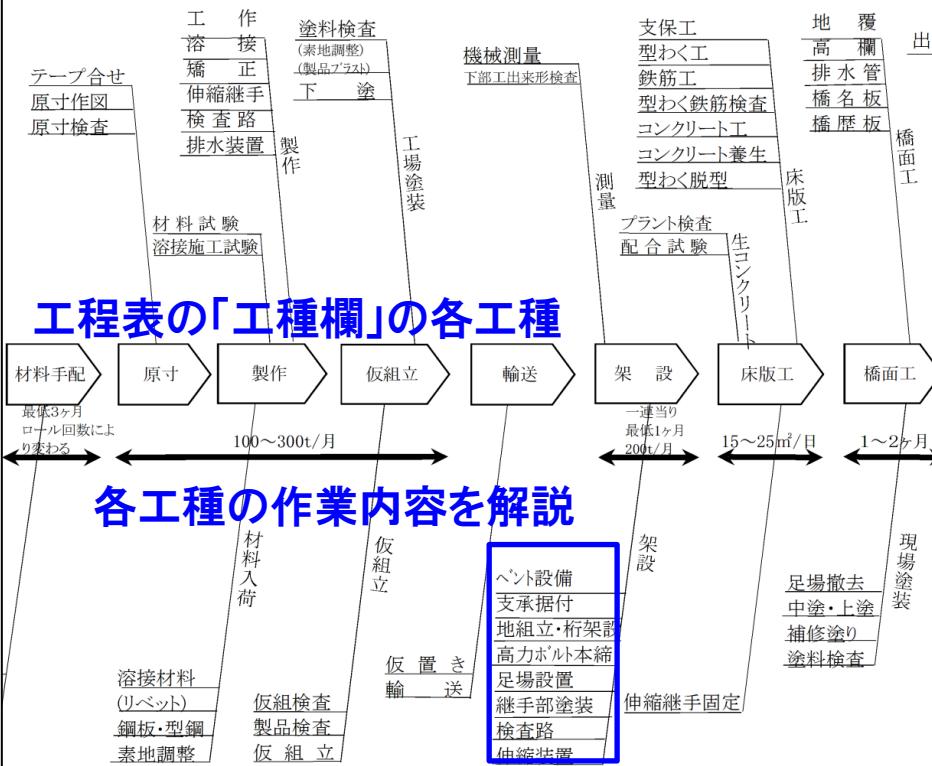
働き方改革・工事円滑化の取組み

令和7年7月の改定により
「工期設定ガイドライン」として統合

(工程作成の手引き【橋梁編】)

- ▶ 橋種毎の「施工の流れ」及び「施工写真付の施工フロー」を作成することで、若手技術者の育成や現場監理の際の一助として活用を願う
- ▶ 工期設定に際し、歩掛り毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する 工程作成支援ツールを作成

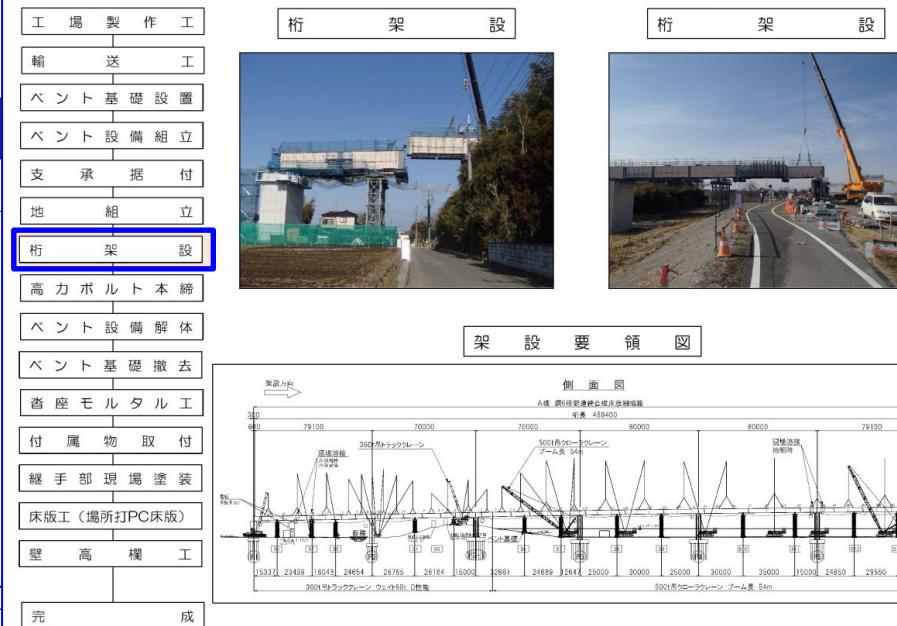
鋼橋(桁橋)工事施工の流れ(トラッククレーンベント工法)



工程作成支援ツールの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日を自動算出
- ② 4週8休工事を対象
- ③ 施工パーティ一数の任意設定も可能
- ④ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成

施工順序

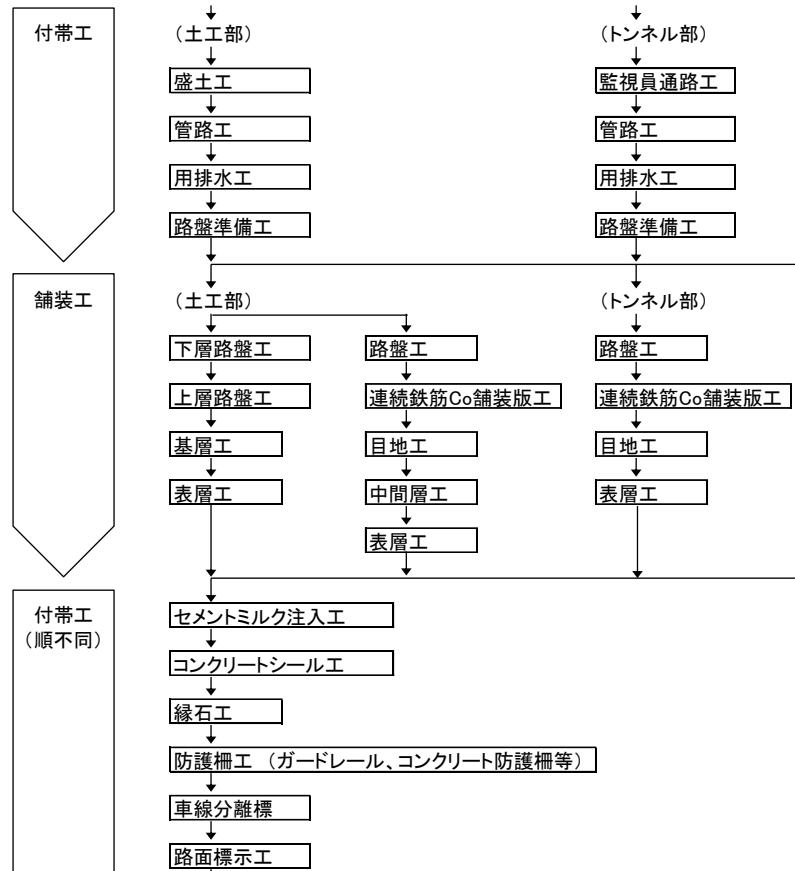


働き方改革・工事円滑化の取組み

令和7年7月の改定により
「工期設定ガイドライン」として統合

(工程作成の手引き【舗装編】)

- 「施工フロー図」及び「写真付きの施工順序」により、各工種の解説を行うことで、若手社員の工事工程の理解を支援(新設・補修)
- 工期設定に際し、歩掛り毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する 工程作成支援ツールを作成



工程作成支援ツールの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日を自動算出
- ② 4週8休工事を対象
- ③ 施工パーティ一数の任意設定も可能
- ④ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成

各工種の作業内容を写真付きで解説



土工部、トンネル部、橋梁部での
施工内容の違いを考慮した施工フロー図

働き方改革・工事円滑化の取組み

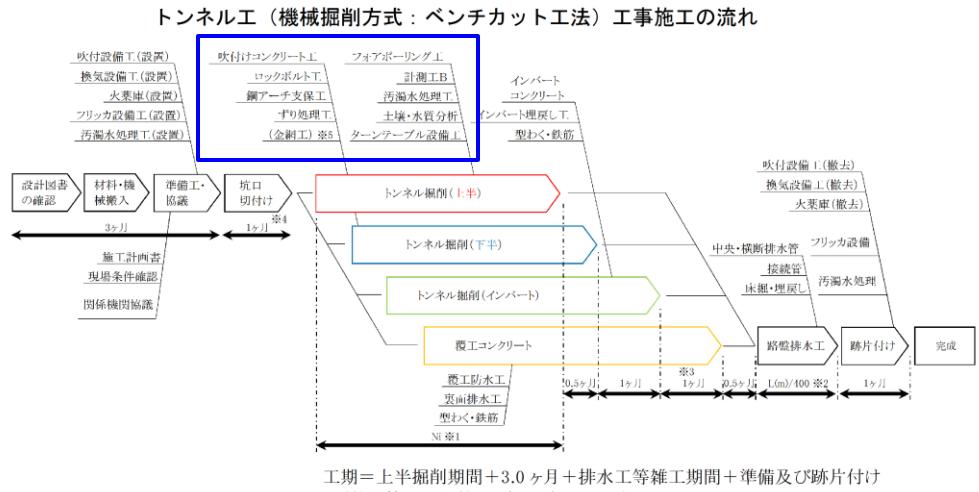
令和7年7月の改定により
「工期設定ガイドライン」として統合

(工程作成の手引き【トンネル編】)

▶「施工フロー」及び「写真付きの施工順序」により、各工種の解説を行うことで、若手技術者の育成や現場監理の一助として活用

4-2. 機械掘削方式

1) 施工フロー



工期=上半掘削期間+3.0ヶ月+排水工等雑工期間+準備及び跡片付け
(数量算出を領第15章トンネル工より)

※1:Niは、トンネル掘削期間(上半)を示す

※2:Lは、トンネル全延長を示す

※3:延長が短いトンネルでは、掘削完了の2か月後に覆工コンクリートを完成させることが困難な場合があるため、必ずしも覆工コンクリートの完成はトンネル掘削完了後の2か月後にならなくてもよい

※4:必要に応じて、坑口切付けの期間を計上する。

※5:金網は、高強度吹付コンクリートの場合は、原則設置しない

各工種の作業内容を写真付きで解説



一般的なトンネル工に含まれる各工種を明示

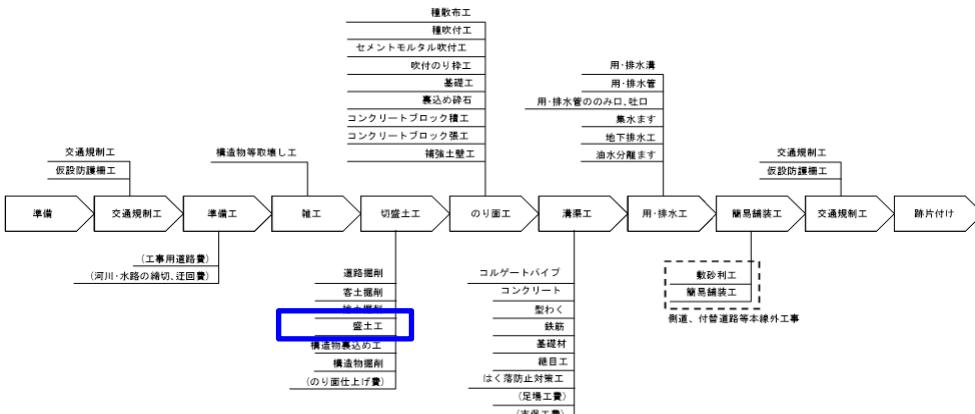
働き方改革・工事円滑化の取組み

令和7年7月の改定により
「工期設定ガイドライン」として統合
(工程作成の手引き【拡幅・スマートIC編】)

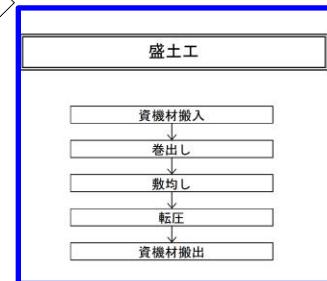
▶「施工フロー」及び「写真付きの施工順序」により、各工種の解説を行うことで、若手技術者の育成や現場監理の一助として活用

4-1. 拡幅土工工事

1) 施工フロー



各工種の作業内容を写真付きで解説



一般的な拡幅土工工事等に含まれる各工種を明示

■適用する労務単価

設計金額の算出では、公共工事設計労務単価を適用

■地域外調達に係る増加費用

当該工事の地域外から労働者を確保せざるを得ない状況、あるいは資材を調達せざるを得ない状況が生じた場合は、労働者の送迎や宿泊に要する費用等、当初契約額から増加した費用については、設計変更の対象とし、適正な費用を計上することを設計図書に明示

働き方改革・工事円滑化の取組み (法定福利費の内訳明示)

NEXCO

■社会保険等未加入対策としての法定福利費の内訳明示

- ▶公共工事標準約款で工事費の内訳書において、法定福利費を内訳として明示することが標準化されたことを受け、NEXCO東日本の工事請負契約書においても、契約締結後『工事費構成内訳書』を提出することを規定

法定福利費を内訳明示する意義

- ▶現場労働者(受注者及び下請業者)の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保する必要があります。このため、工事費構成内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋げます。

(活用イメージ)



働き方改革・工事円滑化の取組み (遠隔立会等の活用)



■遠隔立会等の活用

工事管理等において、ウェアラブルカメラによる「遠隔立会」や「Web会議システム」等を受発注者協議の上、必要に応じて適用可能です。

また、しゅん功検査等において、令和3年4月に「契約における履行に関する監督・検査要領」の改定を行い、「自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合」にウェアラブルカメラによる検査を可能としておりましたが、令和4年4月からは、「検査員が立会いを要さないと判断した場合」にも適用を可能としました。

令和5年10月に「遠隔立会実施要領」を制定しました。積極的な遠隔立会の活用に向け、適用の範囲や立会の工種・項目毎の適用性などを定めました。

遠隔立会



3. 業務効率化に関する取組み

- 提出書類の簡素化
- 各種施工管理要領の改正
- 発注・積算業務の効率化
- 資料閲覧の効率化

業務効率化に関する取組み (提出書類の簡素化)



■土木工事関係書類の電子データ化

土木工事共通仕様書で、工事関係書類は「工事情報共有・保存システム(Kcube2)」により、電子データで提出することを規定

- ⇒ 書類は、原則「電子データ化」
- ⇒ 令和4年7月の土木工事共通仕様書では、昨年に引き続き、工事関係書類への押印要否の精査を実施し、更なる押印省略を行いました。

※押印を不要とした主な工事関係書類

- ・新単価・変更単価・諸経費等の見積書
- ・工事(一部)しゅん功届 等

■工事関係書類の二重提出の防止

工事共通仕様書で、「土木工事関係書類提出マニュアル」により、提出書類一覧を明示して、受発注者間で提出方法を確認することで、紙と電子データの二重提出を防止

- ⇒ 令和3年7月よりKcube2での工事関係書類の提出を推進することで紙による提出書類を大幅に削減しております。
- ⇒ 令和3年7月より受注者より提出いただく書類の様式をHPに公表しております。
- ⇒ 令和3年7月より施工計画書等作成に当たっての留意事項を追記しております。
- ⇒ 令和4年7月より土木工事共通仕様書の改定趣旨に合わせて、「土木工事関係書類提出マニュアル」の見直しを行いました。
- ⇒ 令和5年7月より「土木工事関係書類提出マニュアル」内に「土木工事関係書類簡素化ガイドライン」を新たに策定。
- ⇒ 令和6年7月より「土木工事関係書類提出マニュアル」内の「土木工事関係書類簡素化ガイドライン」を廃止。

業務効率化に関する取組み (提出書類の簡素化)



【活用手順】

- ①工事関係書類一覧表を用いて、工事着手前に書類毎の提出媒体(電子・紙)を確認します。
- ②HP掲載の提出様式にて、監督員に書類を提出します。

「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる帳票様式

当社既存及び業務効率化の観点から、受注者より提出いただく様式についてHP掲載としました。
各書類の提出方法は、令和3年7月時点における標準的な提出方法であり、その場合の押印の有無を示しております。

二括ダウンロードはこちら

*専用メールアドレスの場合、押印省略可能。

番号	標準様式名	提出方法				参照要領等名	条項等
		メール※	電子契約	Kcube	紙		
1	現場代理人等の配置等に関する様式	—	—	—	—	契約事務処理要領	279条2
2	経歴書	—	—	○	—		
3	選択代理人事の変更通知について	—	—	○	—		
4	経歴書	—	—	○	—		
5	(男子・女性) 技術者の通知について						1-7-3
6	(男子・女性) 技術者の変更通知について						
7	設計施工技術者等の通知について						1-18-1
8	設計施工技術者等の変更通知について						
9	保全安全管理者の通知について						
10	保全安全管理者の変更通知について						
建設業者登録会員登録制度に使用する様式							
11	建設業者登録会員登録制度に使用する様式	—	—	—	○ ○	入札者に対する指示書	
12	建設業者登録会員登録制度に使用する様式	○ ○	—	—	○ ○	入札者に対する指示書	
13	共同計画未算入理由書	○ ○	—	—	○ ○	入札者に対する指示書	
工程発注の扱いに使用する様式							
14	工事費構成内訳書及び工賃表の提出について	—	○	—	—	契約書第3条	
15	工事費構成内訳書	—	—	—	—	契約書第3条	
16	工事進行報告書	—	—	○	—	共通仕様書	1-19-2
17	年次計画高計画書	—	○	—	—	共通仕様書 権式第14号	1-13-1
18	年度出来高修正計画書	—	○	—	—	共通仕様書 権式第14-1号	1-43-2
前払金(未使用)する様式							
19	支払請求書(前払)	○ ○	—	—	—	契約事務処理要領	282条
権利義務の確定で使用する様式							
20	遺失證度手帳依頼書	—	—	—	○ ○	契約事務処理要領	283条
工事の実行に際して使用する様式							
21	工事訂立簿	—	—	○	—	共通仕様書 権式第2号	1-7
22	施工計画書の提出について	—	—	○	—	共通仕様書	1-20-1
23	変更施工計画書の提出について	—	—	○	—	共通仕様書	1-20-1
24	施工計画書依頼	—	—	○	—	共通仕様書	1-20-1
25	工事材料確認票	—	—	○	—	共通仕様書 権式第3号	1-23-3
26	安全訓練実施報告書	—	—	○	—	共通仕様書	1-25-1
27	レディミクストコンクリート使用確認票	—	—	○	—	共通仕様書 権式第4号	8-2-5
28	工事材料使用票	—	—	○	—	共通仕様書 権式第5号	1-23-3
29	工事施工立会い(検査)票	—	—	○	—	共通仕様書 権式第6号	1-30-1

【活用内容】

工事管理を行う上で、組織や人の判断の違いにより生じている課題を解決するために

「現場管理の留意点」として各種課題に対する考え方や取組み事例を記載しております。

事例7	具体的内容
現場の声	提出書類について、監督員側の回覧目的から紙面での提出も要求された。書類提出が紙面、電子データの二重提出になっており非効率である。
効率化に向けた考え方	土木工事共通仕様書において「本システムを使用して作成及び提出した書類については、別途用紙による提出は行わないものとする」と明記しています。発注者は、共通仕様書の記載内容を確認し徹底する必要があります。なお、平成29年7月以降は、契約締結後の打合せにおいて、各種提出書類毎の提出方法・保存者等について監督員と確認するよう「土木工事関係書類提出マニュアル」に記載しています。
改善された好事例 (一例)	監督員と事前に打合せを行い、Kcubeで提出すべきものと紙ベースで提出すべきものとを区分し、二重提出を解消した。

業務効率化に関する取組み (土工施工管理要領の改正 (R2))

NEXCO

■盛土工に関する見直し

- モデル施工の実施判断に関して、盛土材料や施工方法等が下表の条件に合致する場合モデル施工を省略

盛土施工部位	粒径	細粒分含有率	土質分類	スレーキング率	最適含水比	施工機械	転圧回数	備考
上部路体	粒径40mm以下	30%以下	礫質土 【G】	50%以下	15%以下	振動ローラ 転圧力 200kN級	10回以上	
下部路体	が主材料							

- たわみ試験は上部路床のみで実施することを標準化(下部路床や上部路体は削除)

■切土工に関する見直し

- グランドアンカーエの日常管理試験のうち、報告書の提出を求めるものは監督員の立会いを省略
→アンカー引抜き試験や他サイクル試験等

■付帯工に関する見直し

- 少量コンクリートの施工管理のうち、コンクリート検査立会いの頻度を見直し
改正前 日々、施工開始前+50m³毎
改正後 1のり面で施工開始前1回のみ

■土工施工管理要領の全体構成の見直し

- 施工管理に関わる提出物の簡素化や、読みやすさを求めて全体構成の見直し（設計要領に合わせて並び替え）
- 「軟弱地盤上の盛土工」を新設し、現場施工における着眼点や留意点に関する知見を明記し、施工の手戻りを防ぐことによる生産性を向上
- 書類削減を目的とした関連様式の改定
現行の盛土工関連様式(全28種)のうち8種類を廃止(そのうち4種類を切土工に追加)
既存の盛土工関連様式における記入項目・単位系の見直しや、切土工関連様式の一部見直し(記入事項の明確化)

【例】

盛土工⇒管理様式-101 土工日常管理週報等の廃止(気象や土量は工程管理、日常管理項目は管理様式-103でそれぞれ確認できるため、本様式は廃止)

切土工⇒様式-7 ブルドーザによる土砂、軟岩、硬岩判定試験用紙(その1)等を盛土工から切土工へ移行。(土軟硬判定試験に使用)

業務効率化に関する取組み

(コンクリート施工管理要領の改正 (H29・R2))

■3配合(A・B・C配合)で試し練りを行う要件の緩和

- 以下の場合は1配合(B配合)のみの性状確認・強度確認により示方配合を決定
NEXCOへの出荷実績がある場合(全コンクリート種別)
次の要件をすべて満たす実績配合がある場合(PC構造物用コンクリート以外)
 - ✓ JISマーク表示認定工場であること
 - ✓ 同一配合の出荷実績が施工数量と同等又は1000m³以上であること
 - ✓ 実績を有する配合の単位数量が165kg/m³以下であること

■フレッシュコンクリートのスランプの試験頻度の緩和

- スランプの日常管理試験頻度(従前)：最初の5台 +50m³毎
- スランプの日常管理試験頻度(改正)：最初の1台 +50m³毎



■硬化コンクリートの強度管理の緩和

- 材齢7日の強度管理は廃止、28日強度は書類提出による確認とした

■監督員立会いの省略

- 製造設備の検査(プラント検査)、フレッシュコンクリートの日常管理試験(コンクリート打ち込み以外)、硬化コンクリートの強度管理試験立会いを省略

業務効率化に関する取組み (コンクリート施工管理要領の改正 (R3))

NEXCO

■ 報告様式の見直し

- ・ 基準試験報告書(製造設備及び配合設計)の管理様式A302について、JIS A 5308の様式を活用
- ・ JIS A 5005に関連する試験様式-304を廃止し、JIS様式を活用
- ・ 押印が必要な報告様式について押印欄を削除

■ 試し練りの一部について、B配合のみに変更

- ・ W/Cを固定し、s/aや混和剤(強度に関係しないもの)も大きく変化させない場合には、A配合・C配合を不要に

■ 試し練りの同一工事での有効性を明記

- ・ 同一工事でも、試し練り省略の有効期限6ヶ月を超過した場合に、改めて試し練りが必要と求められる場合があるとの意見に対応し、同一工事であれば初めの1回の試し練りで良いことを追記。

■ JIS A 5308に基づく、混和剤(減水剤)の使用量の変更を明記

- ・ 打設時の品質保持を目的として混和剤の使用量を変更できるよう追記。

業務効率化に関する取組み (コンクリート施工管理要領の改正 (R6))

NEXCO

■ JIS認証製品をNEXCOの求める要求を満足する場合に限り使用可能

- ・ JIS認証製品を使用する場合、試し練りを省略
- ・ JIS認証製品を使用する場合、書類提出を大幅に削減

■ 鉄筋の基準試験を一部メーカーの試験結果で代替

- ・ 引張試験及び曲げ試験については、製造工場の様式(ミルシート)とした

業務効率化に関する取組み (舗装施工管理要領の改正 (R2))

NEXCO

■アスファルト混合物の配合試験等の試験ひん度等の見直し

- ・常設アスファルトプラントを対象に、過去のNEXCO工事への出荷実績(最終出荷日から1年以内)があり、材料の変更等が無く、同一配合条件の場合、試験結果(写)の提出により配合試験等の省略可能
- ・常設アスファルトプラントから出荷する場合において、他のNEXCO工事での出荷中の同じ舗装種別の混合物を使用する場合、他のNEXCO工事で出荷される混合物により混合物の性能確認を代替

■常設アスファルトプラントの検査の見直し

- ・アスファルト混合物事前審査制度で認定済みプラントについて認定書(写)の提出で検査に代替

■アスファルト混合物の日常管理試験等のひん度等の見直し

- ・ふるい分け試験の頻度を「2回／1日」から「1回／1月」に変更
- ・マーシャル安定度試験の頻度を「1回／1日」から「出荷開始後3日間のみ」に変更
- ・高機能舗装Ⅰ型用混合物(空隙率20%)について、現場透水試験を廃止
- ・プラント管理週報と舗装管理週報を統合

業務効率化に関する取組み (舗装施工管理要領の改正 (R5))

NEXCO

■再生骨材を用いた再生アスファルト混合物の使用

- ・ 資源の有効利用の観点から、As再生骨材を用いたアスファルト混合物の適用が求められており、今回、土工部の上層路盤のアスファルト安定処理路盤材に対して、As再生骨材を一定条件下で使用可能としたもの。
プラントの出荷実績から、As再生骨材の配合率は最大40%までの範囲で検討し、配合設計手法は針入度法または圧裂係数法を用いる。

■基層用アスファルトの改質アスファルト標準化

- ・ 基層アスコンのはく離を起因とする局部沈下などの損傷事例があり、基層用アスコンの高耐久性(耐流動性・耐水性・はく離性抵抗性など)と粗骨材及び混合物のはく離抵抗性確認試験の省力化を図るために、ストレートアスファルトから改質Asを標準とする。

■加熱貯蔵サイロでの貯蔵合材の使用

- ・ 舗装に使用するアスファルト混合物として、加熱貯蔵サイロでの貯蔵合材を利用した場合、出荷能力の向上、他工事との出荷調整の容易化、プラント作業員の労働時間短縮等のメリットが考えられることから、一定の品質基準を満たす場合に使用可能としたもの。

業務効率化に関する取組み (レーンマーク施工管理要領の改正 (R6))

NEXCO

■レーンマーク試験施工の有効期間の見直し

- ・ レーンマークの試験施工の有効期間を「6ヶ月」から「1年間」に延長

■日常管理試験頻度等の見直し

- ・吹付けコンクリート工の初期強度試験における材令1日強度の確認頻度を「25mに1回」から「50mに1回」へ変更
- ・ロックボルト工の定着材のコンシスティンシー確認頻度を「施工開始前に1回」から「50mに1回」へ変更
- ・ロックボルト工の引抜き試験頻度を「3本／20m」から「3本／50m」へ変更
※ただし坑口から100mの初期段階は「3本／20m」
- ・纖維補強覆工コンクリートの纖維混入率試験頻度を「1スパン3回」から「1スパン1回」へ変更

■出来形計測頻度等の見直し

- ・吹付けコンクリート工の厚さ測定頻度を「20m毎」から「40m毎」へ変更
- ・ロックボルト工の突出量確認を「全数」から「40m毎」へ変更
- ・ロックボルト工の長さ測定を「20m毎」から「40m毎」へ変更

■視線誘導効果に着目した新たなトンネル内装工への改定

- ・ 近年、演色性に優れ、色が識別しやすい白色照明(LED化)が標準化され、視環境の向上が図られている。一方で保全の現場では白色内装材の脱落事象が発生し、管理上の課題となっていた。そこで、内装工の役割である視線誘導効果に着目し、脱落リスクを軽減する内装工へ見直し(色反射材H=0.5m～0.9m、W=10cmに見直し)

■長期耐久性が期待できる新たな内装材の基準化

- ・ 脱落リスクを軽減できる新たな内装工の材料として、塗装内装工、シート内装工を基準化。(ただし、長期耐久性が確保されるよう、覆工コンクリート表面の素地調整基準を明記)

■小片はく落対策の施工方法見直し

- ・ 供用中トンネルにおいて、覆工目地を跨いで施工した纖維シート接着工が、施工直後の所定の接着力が得られる前に剥がれや落下する事象が複数件発生。纖維シート接着工の落下事象は、目地跨ぎ部に自由長を設けており全面接着になっていたこと、所定の接着力が得られる前に通行車両による風圧影響を受けていることが原因と考えられるため、自由長を廃止し、シートにたるみを設けて温度伸縮に対応する構造として施工することを基本とした。

業務効率化に関する取組み (トンネル施工管理要領の改正 (R5・R6))

NEXCO

■小片超えはく落対策の施工方法見直し

- 覆工目地部に施工する纖維シート接着工は覆工の温度伸縮を考慮して自由長を設けることとしているが炭素纖維シートなど剛性が高い材料では温度伸縮の繰り返しによりシートの割れを確認。炭素纖維シートなど剛性の高い材料では伸縮に追従できないため、目地を跨がない施工とした。

■はく落対策の品質管理項目の見直し

- 長期耐久性を考慮し、はく落対策(小片、小片越え)の品質管理項目を見直し。シートの変状原因は施工時の覆工表面の水分量や脆弱部の残存、施工直後の漏水などが考えられるため、施工時の品質管理項目の見直しおよび施工時の留意事項を追記。

■視線誘導ライン 材料規格および準拠するJIS等の明記

- 材料規格や品質管理項目等に関して、構造図のみに材料規格が記載されているものや準拠するJIS等が記載されていないものがあった為、読みやすさ及び理解度向上の為、材料規格、準拠するJIS等を明記

業務効率化に関する取組み

(発注・積算業務の効率化)

NEXCO

■率計上積算の試行

主たる目的物以外で、全体工事費に占める割合が小さい単価項目について、直接工事費に対する率計上にて契約制限価格を算出する試行を実施しております。

▶ 適用工事

土木、土木補修、舗装及び橋梁補修 工事

『土工工事例』

用排水工及び交通安全・管理施設等を率計上したもの

通常の単価項目

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m3	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m3	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m3	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	用・排水溝	200	m	20,000	4,000,000	
7	排水ます	10	箇所	10,000	100,000	
8	工事用道路	1	式	3,500,000	3,500,000	
9	立入防止柵撤去工	100	m	20,000	2,000,000	



率計上工事での単価項目

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m3	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m3	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m3	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	率計上工事に関する事項	1	式	9,000,000	9,000,000	9%

分類	合計	割合
直接工事費	100,000,000	91.2%
	9,600,000	8.8%
合計	109,600,000	100%

直接工事費

80%
主たる目的物

20%以下
主たる目的物以外

直接工事費全体の2割
以下の項目を、
「率計上工事に関する項目(一式)」として計上

工種	合計
直接工事費	100,000,000
	9,000,000
合計	109,000,000

率計上項目は参考図書として位置づけ
工事契約後に現場照査により数量を確定し
設計変更を行う。

■資料閲覧の効率化

過年度成果品等の資料閲覧時に、電子成果品を貸与することで資料閲覧の負担を軽減します。

➤ 対象業務

資料閲覧を行う全業務

資料閲覧の方法

【従前】

- 発注機関(事務所等)で、時間内に閲覧
- 紙ベースの成果品を閲覧

【課題】

- 参加者の負担が大きい

【改正】

- 競争参加者へ電子成果品を貸与

※留意事項

電子データの取り扱い(セキュリティ対策)
として、誓約書提出を義務付け

【期待される効果】

- 閲覧時の負担が軽減
(閲覧場所での情報選別やメモ等の作業時間の短縮 など)